



鳥取県公報

平成16年 8月31日(火)
第 7 6 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可 (607) (市町村振興課)	1
	シルバー人材センターの指定に係る地域の変更 (608) (労働雇用課)	1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (609~611) (森林保全課)	2
	公共測量の実施 (612) (管理課)	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	4

告 示

鳥取県告示第607号

市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第6号) 第9条の2第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約を変更することを平成16年8月23日許可したので、同条第2項において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3第5項の規定により告示する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第608号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第41条の規定に基づき指定されたシルバー人材センターの指定に係る地域について次のとおり変更したので、告示する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	変更前後の別	指定に係る地域	変更年月日
社団法人南部広域シルバー人材センター	変更前	西伯郡西伯町、会見町及び岸本町	平成16年 8月25日
	変更後	西伯郡西伯町、会見町及び岸本町並びに日野郡溝口町	

鳥取県告示第609号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字巻米字ナル谷278の6、字シヨムカ635の165、字堂ノムコフ638の19

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字巻米字堂ノムコフ638の17

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第610号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町三吉字岩貝250の1から250の3まで、251、花口字グテン山1013の10、字日向山1200の48、字陽山1988の4、1988の11から1988の15まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下石見字北井奥大谷1720の1、1720の2、1720の4、1720の5

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第611号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下石見字上ノ原山1334の3、字棚田ノ上1758の3、字御崎平ラ1803の2、1803の6、字赤根平1813の1から1813の3まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下石見字押谷1784、1786から1789まで、1791から1796まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下石見字河合1330、字河合奥1331、字上ノ原山1334の1、1334の2、字宮ノ奥1335、字鉄穴場ノ上エ1347の2、1347の3、字落エ1806の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第612号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（赤碕町基盤整備事業による確定測量）

2 作業期間 平成16年 8月 9日から平成17年 1月31日まで

3 作業地域 赤碕町山川木地地域

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事概要

(1) 工 事 名 一般国道482号橋りょう整備工事 (2工区)

(2) 工事場所 八頭郡若桜町大字茗荷谷

(3) 工事内容

本件工事は、(4)のアからウまでの各工事において、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による分担施工方式((4)のアの工事にあつては、共同施工方式)により、一般国道482号の道路改良工事を行うものである。

(4) 分担工事別の規模、構造等

施工延長 L = 238.4メートル

ア 道路土工

堀 削 26,024立方メートル

イ 法面保護工

簡易吹付法枠 4,640平方メートル

鉄筋挿入 203本

ウ グラウンドアンカー工

鋼製受圧板 61基

グラウンドアンカー 61本

(5) 工 期 平成16年9月から平成17年3月25日

(6) 予定価格 325,908,450円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 4者により自主的に結成されたものであること。

イ 1の(4)のアの工事については2者の共同施工方式により行うもので、かつ、その2者のいずれもが当該工事について所要額の30パーセント以上を出資するものであること。

ウ 1の(4)のイの工事及びウの工事については、各1者の分担施工方式により行うものであること。

エ 共同企業体の代表者は、1の(4)のアの工事を分担施工する者(以下「道路土工構成員」という。)のうち出資比率の大きい者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、道路土工構成員のうちいずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、本件工事全体について連帯して責任を負うこと。

カ 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散し場合においては、共同企業体を解散すること。ただし、道路土工構成員のうち出資割合の小さい構成員が工事途中において破産又は解散した場合には解散せず、当該構成員の分担工事は残存する道路土工構成員が完成すること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成16年8月31日（火）から同年9月13日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 平成16年4月1日（木）から同年9月13日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- エ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- オ それぞれの分担工事に係る建設業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 道路土工構成員共通の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

(4) 共同企業体の代表者の資格

- ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,100点以上であること。
- ウ 次に掲げる基準を満たす者で、1の（4）のアの工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - （ア）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
 - （イ）建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(5) 道路土工構成員のうち代表者以外の者の資格

- ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- イ 次に掲げる基準を満たす者で、1の（4）のアの工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - （ア）（4）のウの（ア）に掲げる基準を満たす者であること。
 - （イ）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
 - （ウ）監理技術者にあつては、（4）のウの（イ）に掲げる基準を満たす者であること。

(6) 1の（4）のイの工事を分担施工する者の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 入札参加資格のうち、法面処理工事に係るものを有すること。
- ウ とび・土工工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

エ 次に掲げる機械等を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の所得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下「特定リース契約」という。）により使用していること。

（ア） モルタル吹付機（植生基盤材（種子、水、肥料等）を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）

（イ） 計量器（植生基盤材の使用量を測定・管理する装置をいう。）

（ウ） ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部から口を開いて出す漏斗装置をいう。）

オ （5）のイの（ア）から（ウ）までに掲げる基準を満たす者で、1の（4）のイの工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

カ 1の（4）のイの工事のうち、価格が25百万円以上の部分について、当該部分の工事に従事する技術者及び作業員の2分の1以上を、常勤職員として雇用している者により充当することができる職員体制を有していること。

（7） 1の（4）のウの工事を分担施工する者の資格

ア 県外に有する者にあつては、平成12年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているグラウンドアンカー工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

イ 次に掲げる機械等を保有し、又は特定リース契約により使用していること。

（ア） ローターパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいい、出力が37キロワット以上のものに限る。）

（イ） グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。）

（ウ） グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、1の（4）のウの工事の施工期間中主任技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア） （4）のウの（ア）に掲げる基準を満たす者であること。

（イ） 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、1の（4）のウの工事の施工期間中専任で配置することができるものを有すること。

（ア） 常勤職員として雇用している者であること。

（イ） 社団法人日本アンカー協会の行うグラウンドアンカー施工士の資格試験に合格し、その認定証の交付を受けている者であること。

オ ウ及びエの者は、同一人でもよい。

カ 1の（4）のウの工事のうち、価額が45百万円以上の部分について、当該部分の工事に従事する技術者及び作業員の2分の1以上を、常勤職員として雇用している者により充当することができる職員体制を有していること。

3 技術資料等の作成及び提出

（1） 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年8月31日（火）から同年9月13日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukyouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年8月31日（火）から同年9月13日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎 5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町 2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140 - 1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、本件入札に参加できる共同企業体を指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (4) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (5) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (6) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (7) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、分担工事の施工期間中、2の(4)のウの監理技術者、2の(5)のイの主任技術者又は監理技術者、2の(6)のオの主任技術者又は監理技術者、2の(7)のウの主任技術者及び2の(7)のエに定める者に加え、2の(7)のウに掲げる基準を満たす者を分担工事ごとに1名専任で配置することを求める。
- (10) 2の(1)の力の本文により共同企業体に解散した場合は、本件工事に係る契約を解除することとする。
- (11) 技術資料等を提出する共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止することとする。

